



令和**8**年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業)のうち

中層ZEH-M支援事業

公募要領

令和8年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「補助金適正化法」という。）」、及びS I Iが定める「令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）」交付規程（以下、「交付規程」という。）をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただきます。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ S I Iから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- ⑦ 補助金で取得又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同じ）。
※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後6年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ S I Iは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をS I Iのホームページ（以下、「ZEH Web」という。）等で公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。
- ⑩ S I Iが会計検査院（国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしている機関）から検査を受ける際には、S I Iの補助事業者等に対しても、会計検査院による実地検査等が及ぶことがあります（補助事業の終了後も含む）。

目次

1. はじめに

P 4

- 1-1. 事業趣旨 P 5
- 1-2. 集合住宅におけるZ E H-Mの定義 P 6

2. 事業概要

P 7

- 2-1. 補助金名 P 8
- 2-2. 事業規模 P 8
- 2-3. 補助対象建築物 P 9
- 2-4. 申請者 P 10
- 2-5. 事業スキーム P 11
- 2-6. 申請の単位 P 11
- 2-7. 公募期間 P 12
- 2-8. 交付決定 P 12
- 2-9. 事業期間 P 13
- 2-10. 実績報告期限 P 13
- 2-11. 他の補助金との調整 P 14
- 2-12. 複数年度事業について P 15
- 2-13. 本事業のスケジュール P 16
- 2-14. 補助金額の上限 P 17
- 2-15. 補助対象経費 P 17
- 2-16. 補助金額 P 18

3. 事業要件

P 22

- 3-1. 交付要件 P 23
- 3-2. 補助対象及び設備等の要件 P 27
- 3-3. L C C O 2算定の要件 P 29
- 3-4. 追加設備等
(戸あたり定額に加算される補助対象設備) P 30
- 3-5. Z E Hデベロッパー P 40
- 3-6. 広告媒体への省エネ性能ラベル掲載について P 41
- 3-7. 「エネルギー使用状況」の計測・報告について P 42
- 3-8. 「定期報告(アンケート)」について P 43
- 3-9. 補助事業に係るデータの取り扱い P 44
- 3-10. 「集合住宅におけるZ E Hの設計ガイドライン作成」
のための情報開示 P 44
- 3-11. 個人情報の取得と利用について P 45

4. 事業の実施

P 47

- 4-1. 事業フロー P 48
- 4-2. 公募～交付決定 P 49
- 4-3. 補助事業実施中の留意事項 P 51
- 4-4. 補助事業の開始 P 52
- 4-5. 中間報告 P 52
- 4-6. 補助事業の完了 P 53
- 4-7. 実績報告及び確定検査(書類審査・現地調査) P 53
- 4-8. 補助金交付額の確定及び補助金の支払い P 54
- 4-9. 取得財産の管理等 P 54
- 4-10. よくあるご質問 P 55

5. 交付申請の方法

P 56

- 5-1. 交付申請の流れ P 57
- 5-2. 交付申請提出書類リスト P 58
- 5-3. 本人確認書類のマスキング処理について P 64
- 5-4. 各種添付書類の補足 P 65

1. はじめに

- 1-1. 事業趣旨
- 1-2. 集合住宅におけるZEH-Mの定義

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

住宅の省エネ化は、単なるエネルギー消費の削減に留まらず、第六次環境基本計画で示されている「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現に大きく寄与するものと考えられる。住宅・建築物では「省エネ基準への適合義務付け拡大」を主な政策として掲げ、2025年4月からすべての新築住宅に対する省エネ基準への適合義務化が開始され、推奨とされていた省エネ性能は最低限の義務へと変化した。2030年度以降に新築される住宅についてはZEH水準の省エネ性能確保を目指すとしており、先を見据えた更なる性能の深掘りが必要である。

ZEHの深掘り、普及のためには、性能の向上に加えてZEHに関わるプレーヤーを拡大することが必要になる。性能の向上の観点では、高い断熱性能や再生可能エネルギーの自家消費拡大に資するシステム導入を追加補助することで、深掘りを支援する。また、プレーヤー拡大の観点では、戸建住宅と集合住宅、大手ハウスメーカーと一般工務店とでは異なる市場実態等を理解した上で、それぞれに合わせた申請システムの提供や情報発信を強化していくことで、それぞれの特性にあわせた申請コスト削減施策や情報提供により、ZEH-Mに取り組む事業者の裾野拡大を目指す。こうした取組を通じて、省エネ設備・システムの普及やプレーヤーの拡大による新たな成長につなげていく。

2026年4月からは「排出量取引制度」が本格稼働し、一部企業の超過排出への費用負担が義務化することにより高炭素な建材の調達・輸送コスト上昇が予想され、今後デベロッパーにはサプライチェーン全体の炭素コスト抑制が求められる。ZEH-Mにおいては早期の算定支援により、将来の炭素コストへの対応力を高め、実効性の高い脱炭素化を導くことが必要である。

本事業を通じて集合住宅のZEH-M化をさらに加速させることにより、ZEHの深掘り、またプレーヤーの拡大を目指し、ひいては2030年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。

- ◆「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ◆「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆「ZEH・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html
- ◆集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン
<https://zehweb.jp/zehinfo/guidelines/>

1. はじめに

1-2. 集合住宅におけるZEH-Mの定義

分類・通称		要件※1						目指すべき水準 (建物の階数に応じて、目指すべき水準を設定している。)
		強化外皮基準 (U _A 値)			一次エネルギー消費量削減率		その他要件・備考	
		地域区分			省エネのみ※5	再エネ等含む		
1・2	3	4～7						
① 住棟または 住宅用途部分 (複合建築物の場合) ※2、3、4	『ZEH-M』 ゼッチ・マンション	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	(住棟の評価方法) ・U _A 値：全ての住戸 ・省エネルギー率(BE1)： 共用部含む住棟全体	3階建以下
	Nearly ZEH-M ニアリー・ゼッチ・マンション					75%以上 100%未満		
	ZEH-M Ready ゼッチ・マンション・レディ					50%以上 75%未満		6階建以上
	ZEH-M Oriented ゼッチ・マンション・オリエンテッド					—		
② 住戸 ※2、3、4	『ZEH』 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	—	—
	Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ					75%以上 100%未満	—	—
	ZEH Ready ゼッチ・レディ					50%以上 75%未満	—	—
	ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド					—	—	—

出展：経済産業省資源エネルギー庁公表の「ZEB・ZEH-Mの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」より抜粋

※1 ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

※2 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準 (η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たした上で、U_A値1・2地域：0.4 W/m²K以下、3地域：0.5 W/m²K以下、4～7地域：0.6 W/m²K以下とする。

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

※4 再生可能エネルギーの対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

※5 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

<注意> 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅用途部分が4層以上5層以下の中層集合住宅で、住棟の評価がZEH-M Ready以上となる集合住宅を公募する。

2. 事業概要

- | | | | |
|------|---------|-------|------------|
| 2-1. | 補助金名 | 2-9. | 事業期間 |
| 2-2. | 事業規模 | 2-10. | 実績報告期限 |
| 2-3. | 補助対象建築物 | 2-11. | 他の補助金との調整 |
| 2-4. | 申請者 | 2-12. | 複数年度事業について |
| 2-5. | 事業スキーム | 2-13. | 本事業のスケジュール |
| 2-6. | 申請の単位 | 2-14. | 補助金額の上限 |
| 2-7. | 公募期間 | 2-15. | 補助対象経費 |
| 2-8. | 交付決定 | 2-16. | 補助金額 |

【補助事業を行う者の表記について】

本公募要領における補助事業を行う者を以下のとおり定義する。

- ・本補助金の交付申請をする者・・・申請者
- ・本補助金の交付決定を受けた者・・・補助事業者

2. 事業概要

2-1. 補助金名

令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち中層ZEH-M支援事業
略称：令和8年度 中層ZEH-M支援事業（以下、「本事業」という。）

2-2. 事業規模

事業規模：約1.6億円（予定）

2. 事業概要

2-3. 補助対象建築物

住宅用途部分が4層以上5層以下の新築中層集合住宅で、Z E H-Mの定義を満たし、かつZ E H-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する集合住宅として、以下の要件全てを満たすもの。


- ① Z E H-Mの定義においてZ E H-M Ready以上を満たしていること。
- ② 住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ③ 申請は建築物全体とし、原則部分申請はできない。
- ④ 以下のいずれかに該当する住宅（申請敷地内含む）は原則、対象外とする。
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する「土砂災害特別警戒区域」に立地する集合住宅
 - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する「急傾斜地崩壊危険区域」に立地する集合住宅
 - ・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する「地すべり防止区域」に立地する集合住宅
 - ・ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている集合住宅
 - ・ 「市街化調整区域」に立地する住宅のうち、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する「洪水浸水想定区域」若しくは水防法第14条の3第1項に規定する「高潮浸水想定区域」（浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に立地する集合住宅
 - ・ 「市街化調整区域以外の区域」かつ建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する「災害危険区域」に立地する住宅のうち、「土砂災害警戒区域」又は「洪水浸水想定区域」若しくは「高潮浸水想定区域」（浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に立地する集合住宅

2. 事業概要

2-4. 申請者

本補助金の交付申請をする者（以下、「申請者」という。）は、個人又は日本国内で事業を営んでいる個人事業主*や法人等で補助対象となる新築中層集合住宅の建築主、デベロッパー等（所有者）であり、以下申請者のいずれかに該当し、同意事項を満たす者とする。

申請者	要件
Z E Hデベロッパー	<ul style="list-style-type: none"> 「令和8年度Z E Hデベロッパー」において公募・登録・公表を行うZ E Hデベロッパーに登録されていること。 令和7年度以前にS I Iの登録を受けたZ E Hデベロッパーは、「令和7年度Z E Hデベロッパー実績報告書」をZ E Hデベロッパー実績報告期間内に提出し、フェーズ2への継続登録を行うこと。
個人、個人事業主又は宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人	<ul style="list-style-type: none"> Z E Hデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。
不動産業を業とする法人	<ul style="list-style-type: none"> Z E Hデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主であり、本事業（本事業の過去事業にあたる事業を含む）への累積申請住戸数が25戸以下であるもの。

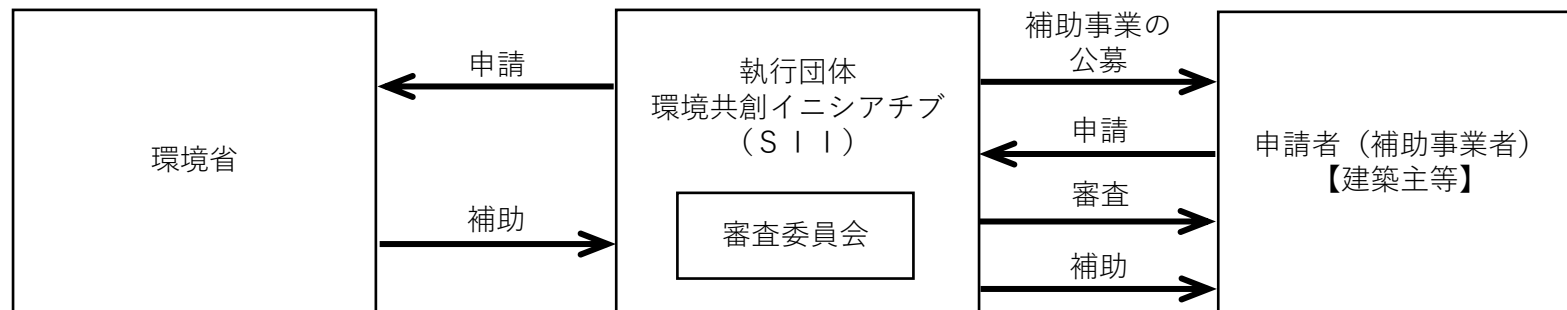
申請者の同意事項	
<p>政府が推進する新しい国民運動「デコ活」の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団への参画」のどちらか一方、もしくは両方を行っていること</p> 	<p>以下サイトにて「デコ活宣言」あるいは「デコ活応援団」への参画を行ってください。</p> <p>【デコ活宣言】 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/</p> <p>【デコ活応援団】 https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/#council</p>

*個人事業主は、原則青色申告者であり、所得税及び復興特別所得税の確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。（詳細はP65を参照）

2. 事業概要

2-5. 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



2-6. 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号（以下、「建築物省エネ法」という。））に基づく省エネ性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下、「BELS」という。）の住棟評価における評価書ごととする。

2. 事業概要

2-7. 公募期間

S I I は、以下の公募期間を定め、先着順に公募を受け付ける。

2026年 5月18日（月）10時 ～ 2026年12月 4日（金）17時まで

- 申請者は公募要領を熟読の上、S I I が提供する「新築Z E H - Mポータル」を利用した電子申請により行うこと。
- 申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めた上、締め時間以降の申請は翌営業日申請として受け付ける。
- 公募期間中に申請金額の合計が予算に達した際は、その当該日（17時締切）に届いた不備・不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定する。
- 抽選結果は、申請受理日から1週間以内に通知する。
- 申請金額の合計が予算に達した日の17時より後の申請は原則受理しないので注意すること。
- 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しない。

2-8. 交付決定

申請受理日から約3週間後に都度交付決定を行う。

ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するS I I からの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではない。

なお、最終交付決定日は2027年 1月 8日（金）とする。

2. 事業概要

2-9. 事業期間

原則単年度事業とするが、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合は複数年度事業※を認める。
複数年度事業の事業年度は、最長3年度とする。（以下の事業期間内に事業を完了できること）

8月31日までに交付決定した事業： 交付決定日～2027年 1月 8日（金）まで

9月 1日以降に交付決定した事業： 交付決定日～2027年 1月22日（金）まで

※複数年度事業についてはP15参照。

2-10. 実績報告期限

事業完了日から30日以内又は以下のいずれか早い日の17時までにS I Iへ報告。

8月31日までに交付決定した事業： 2027年 1月15日（金）まで

9月 1日以降に交付決定した事業： 2027年 1月29日（金）まで

- 提出期限以降の「新築ZEH-Mポータル」での実績報告はできないため提出期限を厳守すること。
- 実績報告の受付は、実績報告期限内の平日（月曜～金曜）のみとなり、毎日17時に当日分を締め切り、以降の実績報告は翌営業日の受付とする。

2. 事業概要

2-11. 他の補助金との調整

- ① 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する補助対象費用が含まれていないこと。
※他の補助金との併用可否は下表を参照。
- ② 他の補助事業に申請する予定、申請している又は既に他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助事業名及び補助対象設備等について、申請時に必ず記入すること。
- ③ 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することとなる。

■ 国庫補助の参考事例

補助事業名	設備	併用可	併用不可
給湯省エネ2026事業	燃料電池（エネファーム）	●	—
	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート・おひさまエコキュート）	—	●
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	—	●
みらいエコ住宅2026事業 （Me住宅2026）	—	—	●

2. 事業概要

2-12. 複数年度事業について

- ① 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。
- ② 各年度に補助金の交付申請を行い原則、交付決定を受けた後に補助対象事業を実施すること。
交付決定前に補助対象工事に着手した場合は、事前着手とみなし補助金が支払われない場合がある。ただし、交付規程第14条に基づき、S I Iが定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、S I Iの承認を受けた事業は、2027年4月1日以降、翌年度の交付決定を受ける前に補助事業の着手を認める。
- ③ 翌年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、区分ごとに配分された金額を超えることはできない。
- ④ 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金が減額される（状況によっては交付決定されない）ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- ⑤ 複数年度事業の事業期間は当該年度の交付決定日から当該年度の1月8日までとし、実績報告期限は事業完了日から30日以内又は1月15日（当該日が土日祝にあたる場合は、前日の平日とする）のいずれか早い日の17時までにS I Iへ報告すること。
なお、実績報告の受付は、実績報告期限内の平日（月曜～金曜）のみとなり、毎日17時に当日分を締め切り、以降の実績報告は翌営業日の受付とする。
- ⑥ 本年度（初年度）の事業完了までにB E L Sの取得を完了させること。期日以内に取得完了しなかった場合は交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。
- ⑦ 複数年度計画の補助事業として採択された事業で、2年目以降の事業を継続しない場合、過年度に交付した補助金は返還となる。

2. 事業概要

2-13. 本事業のスケジュール

	2026年									2027年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
中層ZEH-M支援事業	<p>公募期間<一般公募> : 5/18 (月) ~ 12/4 (金)</p>									1/8 (金)	● 最終交付決定		
	<p>事業期間 (8/31までに交付決定された事業) : 交付決定日 ~ 1/8 (金)</p>									1/15 (金)	● 完了実績報告提出期限		
							<p>事業期間 (9/1以降に交付決定された事業) : 交付決定日 ~ 1/22 (金)</p>			1/29 (金)	● 完了実績報告提出期限		
												● 全件補助金支払い完了 (予定)	

2. 事業概要

2-14. 補助金額の上限

3億円/年

※複数年度事業について事業全体の上限は6億円とする。

2-15. 補助対象経費

① 補助対象経費の区分は、以下のとおりとする。

区分	内容	項目
設計費	省エネルギー性能の表示に係る設計費	<ul style="list-style-type: none"> • B E L S 取得費用（住棟評価書、全住戸の住戸評価書）
設備費 ・ 工事費	Z E H - M の構成要素となる高性能建材や高性能設備等の購入費用及び工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> • 高性能断熱材 • 空調設備 • 給湯設備 • 換気設備

② 追加補助対象設備等の区分は、以下のとおりとする。

区分	内容	項目
設備費 ・ 工事費	補助対象建築物の低炭素化に資する素材、電気自動車の充電設備等又は先進的再エネ熱利用設備の購入費用及び工事に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> • 専有部に導入する蓄電システム※ • E V 充電設備 • V 2 H 充放電設備 • 直交集成板（以下、「C L T」という。） • 地中熱ヒートポンプ・システム • P V T システム • 液体集熱式太陽熱利用システム

※蓄電システムは設備費のみ補助対象とする。

2. 事業概要

2-16. 補助金額

① 補助対象となる集合住宅

- a. ZEH-M
一戸あたり 定額 40万円（ZEH-Mの種別等によらず一律同額）
- b. LCCO2の算定を行うZEH-M（以下、「LCCO2算定」という。）
一戸あたり 定額 50万円（ZEH-Mの種別等によらず一律同額）

対象		補助金額/戸		備考
		a. ZEH-M	b. LCCO2算定	
交付要件を満たした中層集合住宅の各住戸		定額 40万円	定額 50万円	地域区分・建物規模・評価基準によらず全国一律
内訳	設計費	BELS取得	5万円	内訳に表示しているすべてを満たすこと。 (一部のみは不可)
	設備費・工事費	高性能断熱外皮 (断熱材、窓)	15万円	
		高性能設備	20万円	

2. 事業概要

② 追加補助対象となる設備

- 補助対象住戸に要件を満たす設備等を導入する場合は、①の補助金額／戸に以下の補助金額を加算する。

1) 蓄電システム

以下 i、ii、iii のうち、いずれか低い補助金額を加算する。

専有部

	補助金額	備考
i	初期実効容量 1 k W h あたり 2 万円	<ul style="list-style-type: none"> • JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出する。 • 補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとし、算出された補助金額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てとする。
ii	蓄電システムの補助対象経費の 1 / 3	<ul style="list-style-type: none"> • 工事費は補助対象外。
iii	補助金額の上限 20万円／戸	<ul style="list-style-type: none"> • 住戸ごとに算出。

<優遇措置>

水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システム（4 k W h 以上に限る）を導入する住戸に以下を加算する。

専有部

補助金額	備考
上記 i、ii、iii のうち、いずれか低い補助金額に 4 万円／戸	この場合の蓄電システムの補助金額の上限は 24 万円／戸とする。

2. 事業概要

2) EV充電設備

3) V2H充放電設備

以下 i、ii、iii のうち、いずれか低い補助金額を加算する。

専有部

共用部

		補助金額	備考	
i	補助対象経費（設備費・工事費）の1/3		<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費は、見積明細により算出する。 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てとする。 	
ii	設備費	「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」において公表・登録されている補助金交付上限額をもとに算出した額	<ul style="list-style-type: none"> 補助率1/2で登録されている設備 補助金算出式：補助金交付上限額を2倍した額の1/3 	
			<ul style="list-style-type: none"> 補助率1/3で登録されている設備 補助金交付上限額と同額 	
	工事費	EV充電設備	6万円/台	<ul style="list-style-type: none"> SIIが指定する補助対象となる製品一覧はZEHWebのよくあるご質問から確認すること。 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てとする。
		V2H充放電設備	8万円/台	
iii	補助金額の上限：80万円/台		—	

2. 事業概要

4) CLT

以下 i、ii のうち、いずれか低い補助金額を加算する。

共用部

	補助金額	備考
i	1㎡あたり10万円	地域区分・建物規模によらず全国一律
ii	CLTの補助金額の上限：1,500万円/棟	—

5) 地中熱ヒートポンプ・システム

専有部

	補助金額	備考
i	定額90万円/戸	クローズドループ・オープンループによらず一律

6) PVTシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

専有部

	液体式		空気式
パネル面積	5㎡以上8㎡未満	8㎡以上	22㎡以上
補助金額	65万円	80万円	90万円

7) 液体集熱式太陽熱利用システム

専有部

パネル面積	4㎡以上6㎡未満	6㎡以上
補助金額	12万円	15万円

3. 事業要件

- 3-1. 交付要件
- 3-2. 補助対象及び設備等の要件
- 3-3. LCCO₂算定の要件
- 3-4. 追加設備等（戸あたり定額に加算される補助対象設備）
- 3-5. ZEHデベロッパ
- 3-6. 広告媒体への省エネ性能ラベル掲載について
- 3-7. 「エネルギー使用状況」の計測・報告について
- 3-8. 「定期報告（アンケート）」について
- 3-9. 補助事業に係るデータの取り扱い
- 3-10. 「集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成」のための情報開示
- 3-11. 個人情報の取得と利用について

3. 事業要件

3-1. 交付要件

- 以下の要件をすべて満たすこと。
 - ① 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。また、原則、広く一般の消費者を対象とした集合住宅であること。
 - ② 「令和8年度ZEHデベロッパー登録（フェーズ2）」において登録があるZEHデベロッパーが関与する（又は係る事業である）ことを必須とする。
なお、令和7年度以前にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和7年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出し、フェーズ2への継続登録を行うことが要件となる。
 - ③ 補助対象建築物の住宅用途部分に関する住棟の評価として、『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M ReadyのうちいずれかのBELSをSIIが定める期日までに必ず提出すること。（エネルギー計算は「建築物エネルギー消費性能基準等」※による計算とする）
※建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号）のこと。
 - ④ 全住戸のBELSをSIIが定める期日までに必ず提出すること。（ZEHランク不問）。
 - ⑤ 分譲、賃貸を問わず、補助対象建築物の入居者募集広告等においては、評価機関が発行した住棟の省エネ性能ラベルを明示し、一般消費者に対して入居者を募集すること。（P41参照）
 - ⑥ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録・一括報告できる体制を有し、SIIの定める期日までに必ず提出すること。

3. 事業要件

- ⑦ 分譲集合住宅においては、補助事業完了後の「過半の住戸が入居を終えた後の4月1日又は10月1日のうち早い日から2年間、エネルギー使用状況の計測・記録・一括報告及び定期報告（アンケート）をS I Iに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すること。

住宅にかかる共用部については、「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況報告をS I Iに提出しなければならない旨」を管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すること。（P 4 2～P 4 3参照）

賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の工事引渡し受領後、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況の計測・記録・一括報告及び定期報告（アンケート）を2年間、補助事業者がS I Iに報告すること。（P 4 2～P 4 3参照）

また、「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に明示し、入居者の同意を得ること。

- ⑧ 8地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件A)～C)のいずれか1つ以上を採用し、その技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。
- なお、以下要件A)～C)のうち、複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。
- D)又はE)を採用する場合も以下要件A)～C)のいずれかを導入した上で行うこと。

A) 通風経路の確保

建設地の風の特性や開口部の形状・配置、屋内の通風建具の採用等により通風経路を確保し、室内の熱を逃がす設計手法。

B) 効果的な日射遮蔽の設置

屋内への日射を遮る深い庇、外付けルーバー、通気層の設置等により効果的な日射遮蔽を図る設計手法。

C) 屋根の遮熱

瓦屋根や屋根通気ブロックの設置等、屋根の遮熱効果を高める設計手法。

D) 緑化による日射遮蔽

屋上や壁面の緑化により日射遮蔽とともに蒸散作用の効果をえられる設計手法。

E) その他、8地域の気候風土に適応する設計手法。

3. 事業要件

- ⑨ 集合住宅における設計ガイドライン作成並びにZ E H－Mの普及拡大のため、補助対象建築物となるZ E H－Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ⑩ 申請者は、補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。
- ⑪ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。
また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。
(https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。

3. 事業要件

(1) 分譲・賃貸における留意事項

住棟種別	留意事項
分譲	<ul style="list-style-type: none"> デベロッパー等の事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部については速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをS I Iに対して行うこと。 その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は、原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理等、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成（建替え決議の成立）により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出すること。
賃貸	<ul style="list-style-type: none"> 建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則、全員の共同申請とするが、代表者を定めること。
共通	<ul style="list-style-type: none"> 最終年度の確定検査時に登記を確認する。 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。（事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にS I Iへ相談すること。）

(2) リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な設備

補助対象設備のうち蓄電システム、E V充電設備、V 2 H充放電設備、P V Tシステム、液体集熱式太陽熱利用システムについては、リース契約を認める。ただし、リース契約内容等により対象とならない場合があるので、S I Iに事前に相談すること。

② 申請方法について

補助対象建築物の建築主とリース事業者による共同申請とすること。

【注意事項】

- リース料（元金）は、補助金相当分が減額されていること。
- リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

3. 事業要件

3-2. 補助対象及び設備等の要件

補助対象及び設備等の要件は以下のとおりとする。補助対象設備を複数台導入する場合は、全ての設備において要件・仕様を満たすこと。
 なお、補助対象設備等は新品を導入すること。また、住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。

表1 凡例：●：本事業で導入を必須とすること ○：補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと 該：本事業で導入した場合は、補助対象となるもの ー：補助対象外

補助対象及び設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準								
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
B E L S 取得	●	該	<ul style="list-style-type: none"> 取得する住棟 B E L S は、Z E H - M Ready 以上であること。 住戸 B E L S の Z E H ランクは不問とする。 								
高断熱外皮 断熱材及び窓・ガラス等の開口 (遮熱、断熱塗料、開口部材のうちシャッター、 面格子窓手摺、玄関ドア等は補助対象外)	●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			外皮平均熱貫流率 (U_A 値)	0.40 以下		0.50 以下	0.60 以下				ー
			冷房期の平均日射熱 取得率 (η_{AC} 値)	ー				3.0 以下	2.8 以下	2.7 以下	6.7 以下

3. 事業要件

表 1

凡例：●：本事業で導入を必須とすること ○：補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと 該：本事業で導入した場合は、補助対象となるもの ー：補助対象外

補助対象及び設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準	
空調設備	暖房冷房設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室にはエネルギー消費性能計算プログラム（以下、「Webプログラム」という。）において計算できる暖房設備及び冷房設備の導入を必須とすること。ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 高効率個別エアコンは、室内機、室外機及びその据付け工事費のみ補助対象とする。 ヒートポンプ式セントラル空調システムは、専用熱源機及びその据付け工事費のみ補助対象とする。 温水床暖房は、床暖房パネル及び専用熱源機とその据付け工事費のみ補助対象とする。 設置が要件となる地域は、一次エネルギー計算の「暖房設備・冷房設備」において主たる居室では「設置しない」という選択はできない。
		ダクト式セントラル空調機			
	暖房設備	温水床暖房			
		パネルラジエーター			
給湯設備 ※	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラムにおいて計算できるいずれかの左記設備を導入すること。 熱源機、貯湯タンク及びその据付け工事費のみ補助対象とする。 ※ ガス（石油）従来型給湯機、ガス（石油）従来型給湯温水暖房機の導入は認めない。 	
	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)				
	石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール等)				
	電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)				
	太陽熱利用システム				
	燃料電池（エネファーム等）		ー		
換気設備 (24時間換気に係るもの)		●	該	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラムにおいて計算できる左記設備を導入すること。 換気装置（本体）及びその据付け工事費のみ補助対象とする。 	
照明設備	LED照明	●	ー	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラムにおいて計算できる左記設備を導入すること。 	
エネルギー計測装置（HEMS）		ー	ー	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象建築物に導入する設備のうち、再生可能エネルギー・システム及びHEMSが採用する全ての制御システムにおいて、IP通信機能を有する製品はJC-STAR★1を取得していること。 適合ラベル取得製品リスト： https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html	
再生可能 エネルギー・システム	太陽光発電 システム等	●	ー		

< 8地域における交付要件に示す要素を導入する際の補助対象となる設備等 >

- ・ 通風の積極利用に資するもの
- ・ 効果的な日射遮蔽に資するもの（外付けルーバー等）

3. 事業要件

3-3. LCCO2算定の要件

以下の要件を全て満たすこと。

※補助金額については「P18 2-16. 補助金額」を参照。

- a. 算定範囲はライフサイクルカーボン（ホールライフカーボン）とし、調達、施工、運用、修繕、解体・廃棄のすべての段階におけるLCCO2の算定を行う。
- b. 建物の基本情報（延べ床面積など）と資材数量を用いて算定する。
例）J-CAT-戸建、J-CAT-建築（標準版又は詳細版）、One Click LCA（詳細算定機能）やこれらと同等の算定機能を有する算定ツールを使用すること。
※算定ツールの入力方法等に関する不明点は各算定ツールの提供元へ確認すること。
- c. 算定対象は補助対象建築物の基礎・躯体を必須とし、地盤改良・外構等が建築請負契約に含まれる場合は算定対象に含めること。
- d. LCCO2算定事業として交付決定を受けた事業は、設計段階にて算定を実施し、完了実績報告時に「算定の根拠となる資料」「算定結果」「その他SIIが求める資料」を提出すること。

（注）本事業において提出されたLCCO2算定に係る算定資料等は調査・分析の対象となり、その分析結果は広く公開される他、LCCO2の算定・削減を進めていく関係者（有識者や公的機関、業界団体等）により構成される会議体等に対し、技術的検討のため提供される場合がある。

3. 事業要件

3-4. 追加設備等（戸あたり定額に加算される補助対象設備）

補助対象として以下の表2の設備等を導入する場合は、（注1）～（注4）及び、P31～P39に記載した要件を満たす建材・設備等を導入すること。

（注1）補助対象設備等は新品を導入すること。

（注2）補助対象設備を複数台導入する場合は、全ての設備において要件・仕様を満たすこと。

（注3）住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限る。

（注4）表2①②③の設備については、再生可能エネルギーの活用を図る場合に限る。

表2

No.	専有／共用	追加設備等の種類	要件
①	専有部	蓄電システム	P31
②	専有部 共用部	E V充電設備	P33
③	専有部 共用部	V2H充放電設備	P34
④	共用部	C L T	P35
⑤	専有部	地中熱ヒートポンプ・システム	P36
⑥	専有部	P V Tシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）	P38
⑦	専有部	液体集熱式太陽熱利用システム	P39

3. 事業要件

① 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
- b. 本年度、S I I に製品登録された蓄電システム※¹であること。なお、令和7年度以前に登録された製品は対象外とする。
- c. 蓄電システムの導入価格（設備費+据付設置工事費）が、蓄電容量1kWhあたり11.5万円（目標価格）以下であること。※²
- d. 太陽光発電の送電が配分されている住戸に限る。
- e. 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

<導入目的>

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

<接続及び運用の要件>

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。

（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

※1 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、Z E H W e b で随時公表する。

URL：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

※2 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

3. 事業要件

<水害等災害時の電源確保に配慮し、蓄電システムを導入する住戸への優遇>

冠水・浸水等の水害リスク（以下、「水害リスク」という。）の恐れがある位置に電気設備や機械設備を設置すると、災害時に電力確保ができない恐れがある。

S I Iは添付された資料を基に、蓄電システムの据付設置場所について、「水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた計画」とみなすことができるものであるか審査する。

- 屋外（屋側を含む）に設置する蓄電システムの水害リスク回避のための架台（転倒防止策がとられたものに限る）の措置に、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムの水害リスク回避が含まれる場合は、地上2階以上の階層の住戸用蓄電システムも本優遇措置の対象とする。
- 水害リスクのない階層に導入する蓄電システムは本優遇の対象外とする。
- 地方公共団体等が公表する水害ハザードマップや過去の水害事例の記録等（客観的にその必要性を示すことができるものに限る）補足資料を交付申請書時に提出すること。

<水害等の災害時における電力確保に一定の配慮がなされた蓄電システム導入計画の例>

- 水害リスクのある階層の住戸用蓄電システムを、水害リスクの低い上層階や屋上等に設置する計画
- 架台を設置し、蓄電システムのかさ上げを図る計画

3. 事業要件

② E V充電設備

補助対象となるE V充電設備は、以下の要件を全て満たすこと。

<設備>

- a. 本事業の補助対象建築物の専有部、又は共用部に導入される設備であること。
- b. 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電することが可能であること。
- c. 経済産業省所管の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」において登録・公表されているS I Iが指定した最新年度の製品一覧を補助対象とする。
※ 詳細はZ E H W e bのよくあるご質問から確認すること。
- d. 補助対象となるE V充電設備は、1か所あたり1.5kW以上の太陽光発電が配分されているものに限る。
- e. 据付け設置できる機器であること。

<工事>

本体の据付け工事費用。

3. 事業要件

③ V 2 H 充放電設備

補助対象となるV 2 H 充放電設備は、以下の要件を全て満たすこと。

<設備>

- a. 本事業の補助対象建築物の専有部、又は共用部に導入される設備であること。
- b. 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）に充電し、かつ、補助対象集合住宅に供給することが可能であること。
- c. 経済産業省所管の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」において登録・公表されているS I I が指定した最新年度の製品一覧を補助対象とする。
※ 詳細はZ E H W e b のよくあるご質問から確認すること。
- d. 補助対象となるV 2 H 充放電設備は、1 か所あたり1. 5 k W以上の太陽光発電が配分されているものに限る。
- e. 据付け設置できる機器であること。
- f. E C H O N E T L i t e 規格の認証登録番号を取得しているもの。
※ エコネットコンソーシアムのW e b ページ (<https://echonet.jp/product/echonet-lite/>) の最新情報を参照。

<工事>

本体の据付け工事費用。

④ C L T

補助対象となるC L Tは、以下の要件を全て満たすこと。

<設備>

本事業の補助対象建築物の共用部に導入される設備であること。

<規格>

国内製品においては、J A S 認定工場で製造された J A S 製品であること。

<補助対象住宅への導入箇所>

構造耐力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。

<補助対象住宅における使用量>

C L T 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該C L T の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。

なお、C L T の導入に際しては、仕上材の一部又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象とならない。

<施工方法>

工法は問わない。

ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行）」に準拠すること。

3. 事業要件

⑤ 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
- b. 表3に示す補助対象となる設備項目ごとの機器要件を全て満たすこと。
- c. 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
- d. 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
- e. 中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。

表3

区分	対象範囲	補助要件	
工法	クローズドループ 垂直埋設型	<ul style="list-style-type: none"> 採熱深度が30m以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P37図1参照)のいずれかの工法であること。 地中熱交換器の総長が30m以上であること。(Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)
	クローズドループ 水平埋設型		<ul style="list-style-type: none"> 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P37図2参照)のいずれかの工法であること。 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P37図2参照)で示す「シート型」の採熱工法を採用する場合、施設面積は30㎡以上であること。
	オープンループ 放流型	<ul style="list-style-type: none"> 揚水深度が50m以上であること。 	—
	オープンループ 還元井型		<ul style="list-style-type: none"> 還元深度が50m以上であること。
	オープンループ 浸透枘型		—
設備 機器	地中熱ヒートポンプ 熱源機	<ul style="list-style-type: none"> 暖房時COP3.7以上であること。 	
	附随設備	<ul style="list-style-type: none"> システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器、井水槽等。(オープンループの採熱工法一覧(P37図3参照)により必要な場合) 	
	放熱機器等	<ul style="list-style-type: none"> システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等。 	
工事費		<ul style="list-style-type: none"> システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用。 	

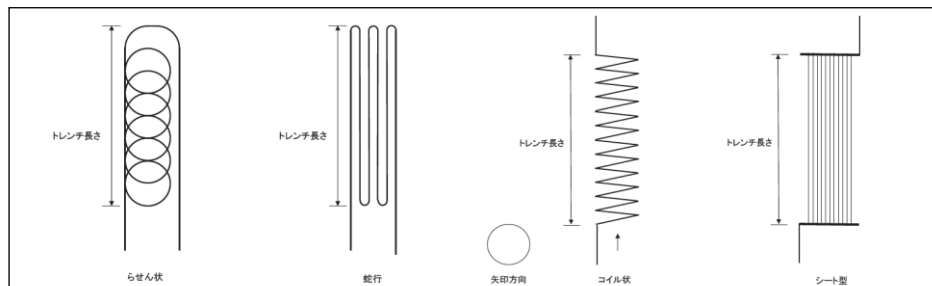
3. 事業要件

(図1) クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法	ボアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
名称							
水平断面 (例)							
垂直断面図 (例)							
口径 (mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種 (例)	-	-	-	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器 (例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 ・高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管	・高密度ポリエチレン管
充填材 (例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒 (例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。			・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。		

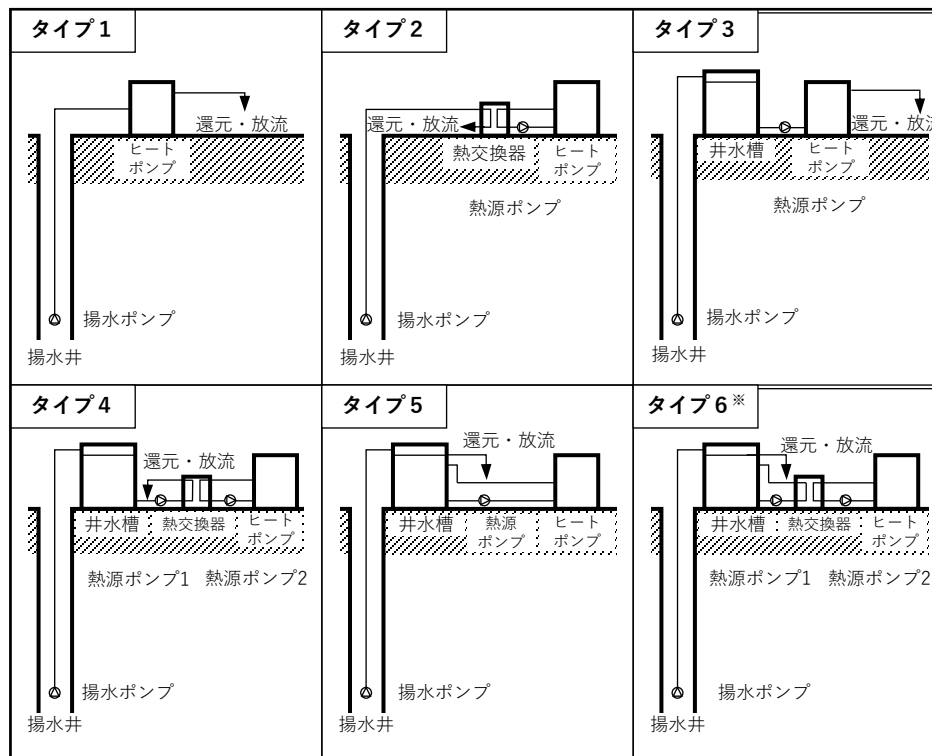
出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

(図2) クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成28年度省エネルギー基準（非住宅建築物） 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」P4「図3 クローズドループ水平埋設型の4方式」より抜粋

(図3) オープンループの採熱工法一覧



出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会作成の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※ タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

3. 事業要件

⑥ P V Tシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

補助対象となるP V Tシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）は、以下の要件を全て満たすこと。

- 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
- 表4に示す補助対象となる設備項目ごとの要件を全て満たすこと。（P V Tシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない）
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

表4

区分	補助対象となる設備項目	要件	
空気集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（P V T）※1	<ul style="list-style-type: none"> 日集熱効率10%以上であること。※2 設置するP V Tパネル面積が22㎡以上あること。 	
	付帯設備 ・ 部材費※3	エアーハンドリングユニット （集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等）	<ul style="list-style-type: none"> 集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	<ul style="list-style-type: none"> J I S A 4 1 1 3に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他P V Tシステムに必要な付属部材	—
	工事費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となるP V T、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。 	
液体集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（P V T）※1	<ul style="list-style-type: none"> 日集熱効率10%以上であること。※2 設置するP V Tパネル面積が5㎡以上あること。 	
	付帯設備 ・ 部材費※3	熱媒配管（配管、継手、バルブ等）	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	<ul style="list-style-type: none"> J I S A 4 1 1 3に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他P V Tシステムに必要な付属部材	—
	工事費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となるP V T、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。 	

※1 P V Tパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする（発電部分、P V T以外の集熱器は補助対象外）。

※2 J I S A 4 1 1 2に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるP V Tシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

3. 事業要件

⑦ 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- a. 本事業の補助対象建築物の専有部に導入される設備であること。
- b. 表5に示す補助対象となる設備項目ごとの要件を全て満たすこと。
- c. 循環方式は、強制循環に限る。
- d. 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
- e. 複数台導入する場合はすべての設備において要件を満たすこと。

表5

補助対象となる設備項目		要件
高効率集熱器		<ul style="list-style-type: none"> • 屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 • 設置する集熱器の面積が4㎡以上あること。 • 日集熱効率について下記要件を満たすこと。 平板形 60%以上 真空ガラス管形 50%以上
付帯設備・部材費 (補助対象となる 集熱システムに 付帯するものに 限る。)	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	<ul style="list-style-type: none"> • J I S A 4 1 1 3 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
	集熱配管	—
	その他付属部材	—
	補助熱源給湯器	—
工事費		<ul style="list-style-type: none"> • 補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

3. 事業要件

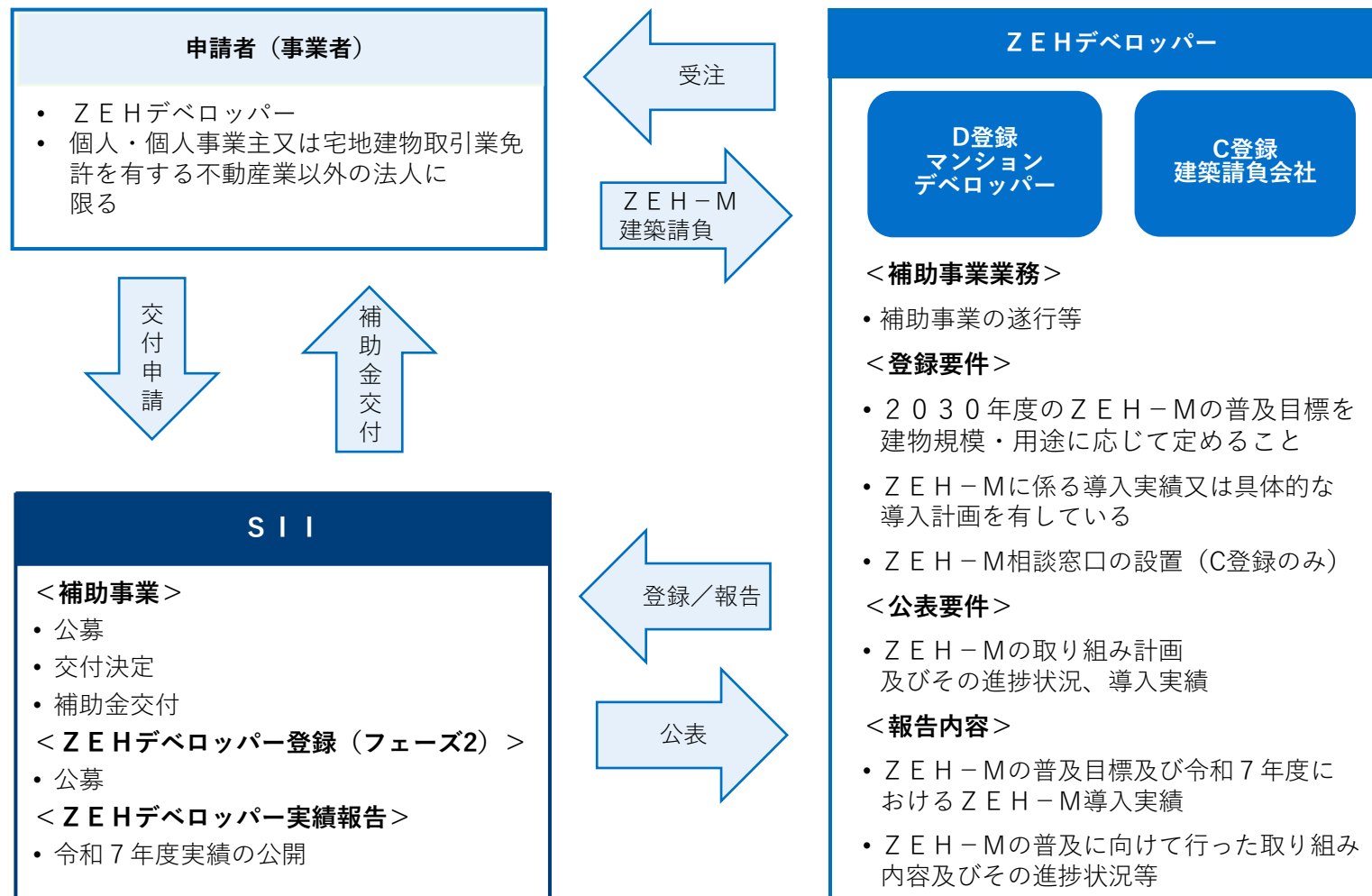
3-5. ZEHデベロッパー

本事業への申請には、S I Iの登録を受けた「ZEHデベロッパー※」による事業又は係る事業であること。

なお令和7年度以前にS I Iの登録を受けたZEHデベロッパーは、「令和7年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出し、フェーズ2への継続登録を行うことが要件となる。

※ZEHデベロッパーの詳細については、ZEHデベロッパー公募要領を確認すること。

補助事業者との関係



3. 事業要件

3-6. 広告媒体への省エネ性能ラベル掲載について

- 広告媒体へは評価機関が発行した住棟の省エネ性能ラベル掲載を必須とし、住戸の省エネ性能ラベル掲載は任意とする。
- 掲載方法は以下を参照のこと。

(参考) パンフレットの省エネ性能ラベル使用例

掲載媒体例	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不動産情報媒体への掲載（Webサイト・住宅情報誌等） ◆ 店舗掲示物やモデルルーム内及び工事現場の仮囲い等への掲示 ◆ その他評価すべき媒体への掲示（新聞折込、交通広告等）
省エネ性能ラベル	<p>住棟 (掲載必須)</p> 
	<p>住戸</p> 

2050年 カーボンニュートラルに向けて 新しい暮らしの提案

高断熱、高性能設備導入により『ZEH-M』を実現

快適な室内環境を保ちつつ大幅な省エネ性を確保

地球にやさしく、未来の子供たちのために
新しい住まいの提案



〇〇駅直通〇分

事業主(売主)
〇〇不動産株式会社



3. 事業要件

3-7. 「エネルギー使用状況」の計測・報告について

本事業における、エネルギー使用状況の計測・報告について、基本的な考え方を以下に示す。

(1) 分譲集合住宅

◆ 開始日

過半の住戸が入居後、4月1日又は10月1日のうち早い日

- ・ 例：過半の住戸が入居したのが2027年5月1日の場合は、2027年10月1日から2年間（24ヶ月間）

◆ 計測期間

前記、開始日から2年間（24ヶ月間）

◆ 提出データ

「専有部（各戸）と共用部の月次集計値」

S I I が公開する指定様式（E x c e l）に、各月のエネルギー流量を入力して、1年分（12ヶ月分）をまとめて提出すること。

(2) 賃貸集合住宅

◆ 開始日

補助対象建築物の工事引渡し後、4月1日又は10月1日のうち早い日

- ・ 例：補助対象建築物の工事引渡し日が2027年1月10日の場合は、2027年4月1日から2年間（24ヶ月間）

◆ 計測期間

前記、開始日から2年間（24ヶ月間）

◆ 提出データ

「専有部（各戸）と共用部の月次集計値」

S I I が公開する指定様式（E x c e l）に、各月のエネルギー流量を入力して、1年分（12ヶ月分）をまとめて提出すること。

(3) 留意事項

- ・ 上記によらないケースについてはS I I に相談すること。
- ・ 計測・記録開始日に未入居の専有部については、その旨を記載し入居日以降、都度計測・記録を開始すること。
- ・ 補助事業者の責任において、「エネルギー使用状況の計測・報告、定期報告（アンケート）の回答を行うこと」を重要事項説明書類に明記し、期間内に回答すること。（P 23 3-1. 交付要件⑦参照）
- ・ 報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があるので注意すること。

3. 事業要件

3-8. 「定期報告（アンケート）」について

本事業における、定期報告（アンケート）について、基本的な考え方を以下に示す。

(1) 分譲集合住宅

◆ 開始日

新築入居後、4月1日又は10月1日のうち早い日

- ・ 例：新築入居が2027年5月1日の場合は、2027年10月1日から2年間（24ヶ月間）

◆ 対象期間

前記、開始日から2年間（24ヶ月間）

◆ 実施方法

S I Iは事業継承者（居住者）あてにWEBアンケートの案内メールを半年ごとに計4回送付するので、事業継承者は、パソコン、タブレット、スマートフォン等を使い期限内に必ず回答すること。

(2) 賃貸集合住宅

◆ 開始日

補助対象建築物の工事引渡し後、4月1日又は10月1日のうち早い日

- ・ 例：補助対象建築物の工事引渡しが2027年1月10日の場合は、2027年4月1日から2年間（24ヶ月間）

◆ 対象期間

前記、開始日から2年間（24ヶ月間）

◆ 実施方法

S I Iは補助事業者又は定期報告アンケート用紙の受取先（アンケート取りまとめ者）宛てに、アンケートの案内メールを半年ごとに計4回送付するので、記載の回答方法を確認し実施すること。

(3) 留意事項

報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があるので注意すること。

3. 事業要件

3-9. 補助事業に係るデータの取り扱い

本事業で得られた情報は、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 調査発表会2025」

<https://zehweb.jp/zehinfo/conference/2025/>

3-10. 「集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

したがって、集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。そのため正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、交付決定の修正、取消し又は補助金の返還を求めることもあるので注意すること。

なお、集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

- 全景写真（又はパース図等）
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<Excelシート>及び、計算結果（外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位）
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要（地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等）
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要（採用省エネルギーシステム概念図、仕様等）

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

3. 事業要件

3-11. 個人情報の取得と利用について

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意の上、申請すること。

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）は執行する令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZ E H化・省C O 2化促進事業）（以下、「本事業」という。）の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「③」に記載する利用目的で利用し、「⑤」に記載する範囲・目的で提供することに、交付申請書の提出をもって申請者は同意するものとします。 S I Iの個人情報保護方針（プライバシーポリシー）は以下をご確認ください。 https://zehweb.jp/privacy/
②	取得する情報	S I Iは、本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。 なお、申請者がS I Iに提供する以下の情報に、申請者等が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I Iへの提供及びS I Iから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。 (ア)氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、連絡窓口の情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）、世帯人数、財務資料、口座情報等の補助事業者情報 (イ)建設所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 (ウ)Z E H-M種別、外皮平均熱貫流率、導入設備種別等の性能情報 (エ)L C C O 2算定情報 (オ)一次エネルギー消費量（基準値、設計値、実績値）、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 (カ)その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	S I Iは、「②」で取得した情報を以下の目的で利用します。 (ア)交付申請の審査、管理、連絡、事業進捗状況の把握 (イ)交付申請以降の本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握 (ウ)S I Iの各種情報案内、アンケート・調査等の実施 (エ)国及び「⑤」に示す提供先への報告、省エネ・省C O 2を目的とした調査・研究 (オ)取得財産の管理 (カ)その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	S I Iは、「②」で取得した情報を、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限りです。 (ア)法令により提供を求められた場合 (イ)人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 (ウ)国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

3. 事業要件

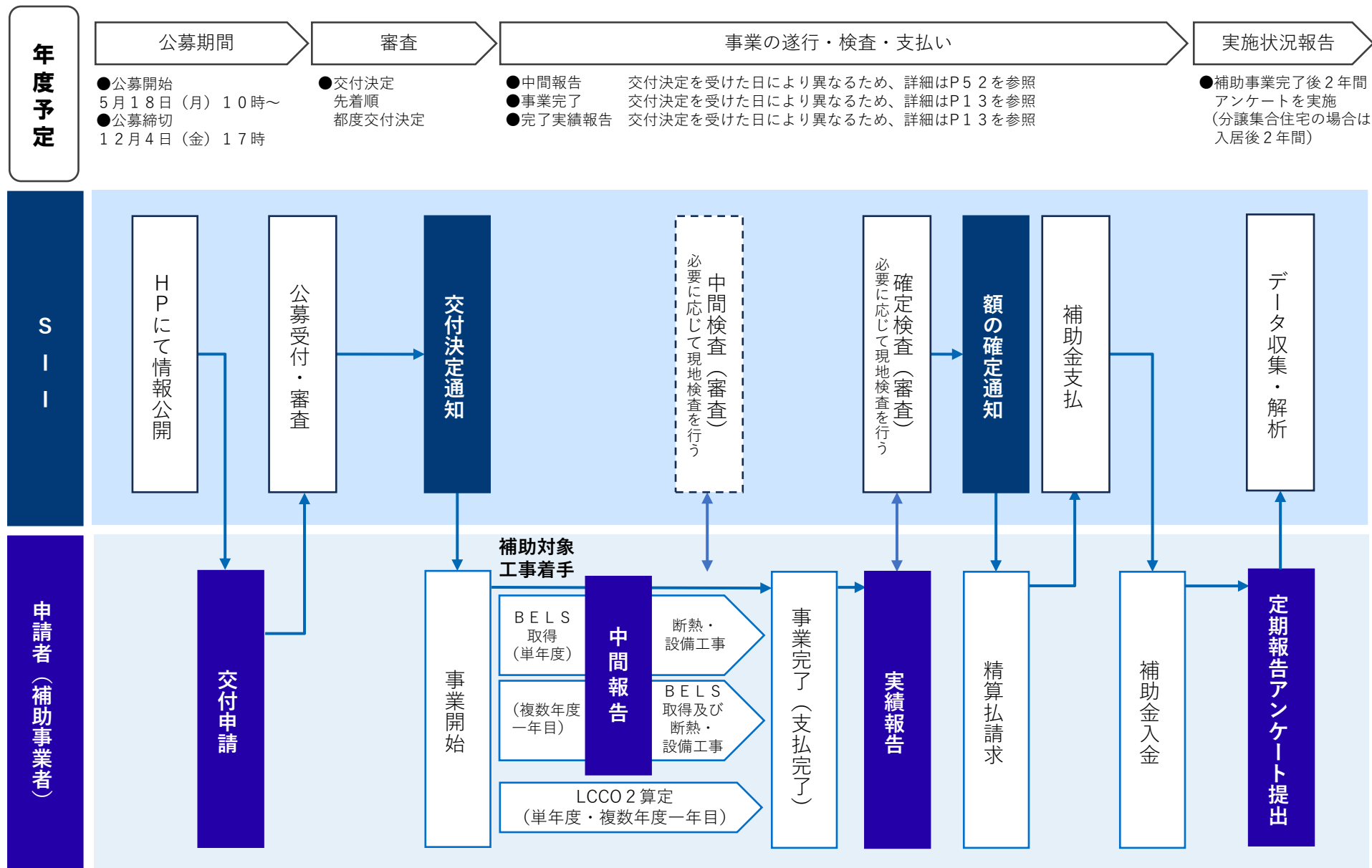
NO.	項目	内容																								
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	<p>本事業では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報※1を匿名加工は行わずに提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先での利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。</p> <table border="1" data-bbox="478 225 1995 601"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 225 565 294">提供元</th> <th data-bbox="565 225 727 294">提供先※2</th> <th data-bbox="727 225 1259 294">利用目的</th> <th data-bbox="1259 225 1493 294">提供情報</th> <th data-bbox="1493 225 1728 294">提供方法</th> <th data-bbox="1728 225 1995 294">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 294 565 368">S I I</td> <td data-bbox="565 294 727 368">国</td> <td data-bbox="727 294 1259 368">本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究</td> <td data-bbox="1259 294 1493 368">② (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)</td> <td data-bbox="1493 294 1728 368">メール、Webストレージ</td> <td data-bbox="1728 294 1995 368">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 368 565 482">S I I</td> <td data-bbox="565 368 727 482">学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者</td> <td data-bbox="727 368 1259 482">住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発</td> <td data-bbox="1259 368 1493 482">② (ア)のうち、市区町村までの住所、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)</td> <td data-bbox="1493 368 1728 482">メール、Webストレージ</td> <td data-bbox="1728 368 1995 482">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 482 565 601">S I I</td> <td data-bbox="565 482 727 601">一般</td> <td data-bbox="727 482 1259 601">本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究</td> <td data-bbox="1259 482 1493 601">② (ア)のうち、市区町村までの住所、世帯人数、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)</td> <td data-bbox="1493 482 1728 601">印刷物、S I Iホームページへの掲載</td> <td data-bbox="1728 482 1995 601">直接的な個人情報の掲載は行いません</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="499 625 1411 646">※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱う</p> <p data-bbox="499 651 969 672">※2 「⑧」に示す外部委託先は提供先として扱わない</p>	提供元	提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考	S I I	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	メール、Webストレージ	—	S I I	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発	② (ア)のうち、市区町村までの住所、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	メール、Webストレージ	—	S I I	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア)のうち、市区町村までの住所、世帯人数、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	印刷物、S I Iホームページへの掲載	直接的な個人情報の掲載は行いません
提供元	提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考																					
S I I	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	メール、Webストレージ	—																					
S I I	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者	住宅・建築物における省エネルギー化、脱炭素化を支援し、2050年カーボンニュートラル達成に向けた学術・研究・調査・商品/サービス開発	② (ア)のうち、市区町村までの住所、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	メール、Webストレージ	—																					
S I I	一般	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果の分析、製品・サービスの研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究	② (ア)のうち、市区町村までの住所、世帯人数、(イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)	印刷物、S I Iホームページへの掲載	直接的な個人情報の掲載は行いません																					
⑥	匿名加工情報の提供について	<p>本事業では、S I Iから直接又はZ E H Web等で外部の研究機関等に対して、住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合があります。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。S I Iの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。</p> <p data-bbox="472 775 907 796">https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html</p>																								
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがあります。																								
⑧	外部委託	S I Iは、「②」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行います。																								
⑨	開示請求等について	<p>S I Iは、保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応します。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。</p> <p data-bbox="478 1061 1276 1082"><相談窓口>一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp</p>																								

4. 事業の実施

- 4-1. 事業フロー
- 4-2. 公募～交付決定
- 4-3. 補助事業実施中の留意事項
- 4-4. 補助事業の開始
- 4-5. 中間報告
- 4-6. 補助事業の完了
- 4-7. 実績報告及び確定検査（書類審査・現地調査）
- 4-8. 補助金交付額の確定及び補助金の支払い
- 4-9. 取得財産の管理等
- 4-10. よくあるご質問

4. 事業の実施

4-1. 事業フロー



4. 事業の実施

4 - 2. 公募～交付決定

(1) 事業の公募

- S I I は、補助事業を行おうとする者に対し、先着順に公募を行う。
- 申請状況をもて必要に応じて受付可能な補助金の残額を Z E H W e b で公表するので、申請の目安とすること。
Z E H W e b : <https://zehweb.jp/housingcomplex/low/>

(2) 交付申請

- 申請者は公募要領を熟読の上、S I I が提供する「新築 Z E H - M ポータル」を利用した電子申請により行うこと。
- 新築 Z E H - M ポータルを使用した電子申請の詳細方法は「新築 Z E H - M ポータルマニュアル」を参照すること。
- 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため注意すること。

(3) 連絡窓口

連絡窓口は、申請者に代わり、申請内容等に関する S I I からの問い合わせや訂正依頼に担当者が確実に対応できるよう、平日の日中に必ず連絡が取れることを要件とする。問い合わせは連絡窓口に連絡するため、申請者の不利益にならないよう対応すること。

(4) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査する。

(5) 採択

S I I は、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、補助事業を採択する。

4. 事業の実施

(6) 交付決定

- S I I は、採択事業について交付決定を行う。
- 交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付並びに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。
- 審査の結果については、交付規程にしたがって採択、不採択に係らず申請者に通知する。（本事業では、事務取扱説明会は実施しない。）

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(7) 採択事業の公表

- S I I に提出された申請や報告の情報（事業者名、事業概要、補助金交付決定額等）は、国又はS I I から公表される場合がある。なお、交付決定等に関する情報はジーBizインフォにおいてオープンデータとして原則公表される（個人申請を除く）。
ジーBizインフォWebサイト：<https://info.gbiz.go.jp/>
- Z E H W e b では、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

4. 事業の実施

4-3. 補助事業実施中の留意事項

補助事業者は交付規程、公募要領及び交付決定後に配布される事務取扱説明書を熟読した上で補助事業を行うこと。

- ① 交付決定からの事業内容の変更は原則認められない。補助事業期間中に変更の可能性が生じた場合は、内容に係わらず速やかにS I Iに連絡し指示に従うものとする。
- ② 変更により本事業の要件に不適合となった場合は補助金の交付を受けることができないので注意すること。
- ③ B E L Sを取得した結果、本事業の交付決定時のZ E H-Mランクよりも下回らないこと。
- ④ 交付決定後に交付申請内容が本事業の交付要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係らず交付決定の修正又は取消しの措置を講じることがある。
- ⑤ 交付規程に違反する行為がなされたとS I Iが判断した場合、補助金が支払われない場合がある。また、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - ・ 補助金適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
 - ・ 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わない。
 - ・ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
 - ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
- ⑥ 本事業で導入した設備等については、S I Iが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではない。上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しない。
- ⑦ 申請者及びZ E Hデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
- ⑧ 申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をすること。
- ⑨ 不正をしたことが明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

4. 事業の実施

4-4. 補助事業の開始

補助事業者は、S I I から交付決定通知を受けた後に補助事業の開始が可能となる。なお、交付決定日前に補助対象工事に着手した場合は、交付決定の取消しとなるので以下の点に留意すること。

- 補助対象工事の着手、BELSの取得及びLCCO2算定は、S I I の交付決定日以降とすること。
なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。

4-5. 中間報告

単年度事業として交付決定を受けた補助事業は、指定期日までに遅滞なく以下の書類をS I I に提出すること。

8月31日までに交付決定した事業： 交付決定日から30日以内

9月 1日以降に交付決定した事業： 交付決定日から30日以内又は2027年1月17日（日）までのいずれか早い日まで

凡例：●：必須 ○：該当 ー：提出不要

提出書類	単年度	複数年度 (1年目)	備考
①着手前写真	●	●	<ul style="list-style-type: none"> 撮影した着手前写真をS I I 指定の形式で提出すること。 撮影方法については、交付決定後に配布される事務取扱説明書を確認すること。
②確認済証の写し	●	○	<ul style="list-style-type: none"> 確認申請不要の場合はS I I へ相談すること。
③BELSの写し (住棟評価書と全住戸の住戸評価書)	●	ー	<ul style="list-style-type: none"> Z E H - M Ready以上の住棟評価書を取得すること。 住戸評価書については、Z E H ランクを問わない。
④エネルギー計算書 (BELS申請時に提出したものの写し)	●	ー	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表の写しを提出すること。 評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。
⑤平面図、立面図及び矩計図又は断面図	●	ー	<ul style="list-style-type: none"> BELS申請時に提出したものの写し（評価機関の押印があるもの）に限る。

4. 事業の実施

4-6. 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。なお、期日以内に以下のいずれか1つでも完了しなかった場合は、交付決定の取消しとなる場合があるので注意すること。

- ① B E L S の取得
- ② 当該年度に予定された補助対象工事の完了
※ L C C O 2 算定を実施する事業として交付決定を受けた場合は L C C O 2 算定の実施
- ③ 当該年度の補助対象工事に関する支払いの完了
 - ・ 支払いは現金払い（金融機関による振込）で行うこととする。
 - ・ 補助対象費用の支払いは、交付決定日から事業完了日までの間とする。
 - ・ 最終年度の支払いは、施工業者の工事完了引渡証明書をもって完了したものとする。
 - ・ 金融機関が発行する入出金明細照会によって確認する場合がある。
- ⑤ 工事請負会社等からの補助対象工事の引渡し

4-7. 実績報告及び確定検査（書類審査・現地調査）

- ① 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又はS I I が定める期日のいずれか早い日までに「完了実績報告書」をS I I に提出する。
- ② S I I は、実績報告を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。
- ③ 確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となる。
- ④ 申請どおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請どおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。

4. 事業の実施

4-8. 補助金交付額の確定及び補助金の支払い

S I I は、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。補助事業者は、補助金の額の確定後「精算払請求書」を S I I に提出し、S I I は「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

4-9. 取得財産の管理等

- 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。
- 補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を S I I に提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、S I I は交付決定を取消し、加算金（年利 10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがある。
- S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を S I I に納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

Z E H デベロッパー等の事業主体が補助金の交付を受ける場合、速やかに補助事業を承継する手続きを S I I に対して行うこと。

- 住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ
- 住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入（ある場合のみ必須とする）」等、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行い S I I の承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 住宅専有部処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- 処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- 処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から 6 年とする。
- 計算用の決算日を 3 月 31 日とする。
- 減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成 20 年 5 月 15 日（令和 5 年 9 月 1 日改正）大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

4. 事業の実施

▶▶ 4-10. よくあるご質問

ZEH Webに「よくあるご質問」を掲載しているので、確認すること。

<https://zehweb.jp/housingcomplex/middle/faq/>

5. 交付申請の方法

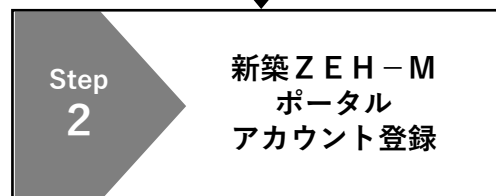
- 5 - 1. 交付申請の流れ
- 5 - 2. 交付申請提出書類リスト
- 5 - 3. 本人確認書類のマスキング処理について

5. 交付申請の方法

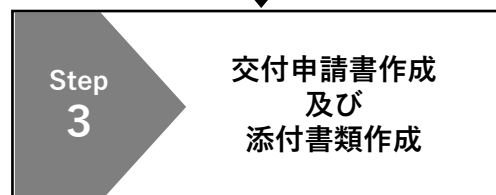
5-1. 交付申請の流れ



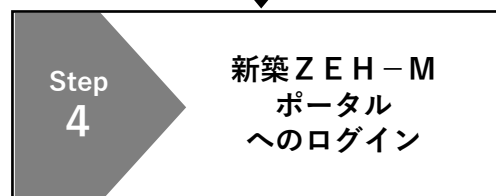
- 公募要領の内容をよく確認する。
※書類不備は不採択の要因となりえるので留意する。



- ZEH Webよりアカウント登録台帳をダウンロードする。
- 必要事項を入力し、S I Iへ提出する。
- 新築ZEH-Mポータルアカウント登録期間
2026年5月11日(月)～2026年11月27日(金)17時まで
(「新築ZEH-Mポータルアカウント登録について」を参照)



- ZEH Webより、様式をダウンロードする。
- 指定様式に必要な事項を入力の上、自由書式及び添付書類を取りそろえる。
- 「提出書類一覧」にしたがってデータを取りまとめる。
- 作成したExcel、PDFデータは控えとして整理・保管する。



- アカウント登録後に発信されるメールに記載のURLより新築ZEH-Mポータルにログインする。



- 公募期間内に新築ZEH-Mポータルへ必要事項を全て入力した上で、申請書類(Excel書式)や添付書類(PDF)の電子データを新築ZEH-Mポータルにアップロードし申請する。(「新築ZEH-Mポータルマニュアル」を参照)

5. 交付申請の方法

5-2. 交付申請提出書類リスト

凡例：－：提出不要

項目名	資料名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
① 交付申請書	様式第1 交付申請書	－	必須	－	・ 新築Z E H - Mポータルマニュアル確認の上、入力すること
	(別紙1) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分	－	必須	－	・ 新築Z E H - Mポータルマニュアル確認の上、入力すること
	(別紙2) 暴力団排除に関する誓約事項	SII 指定	必須	Excel	
	誓約事項について				
	個人情報の取得と利用について				
	全体概要				
	住戸一覧				
	その他事業情報				
	工程表				

5. 交付申請の方法

項目名	資料名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
① 交付申請書	補助金額算出表 その1	SII 指定	必須	Excel	<ul style="list-style-type: none"> 追加補助対象となる設備等を導入する場合は提出すること 設備タイプごとに作成すること
	補助金額算出表 その2		該当		
	追加補助設備		蓄電システム明細		
			水害等の災害時の電源確保に配慮した蓄電システム導入計画の詳細		
			E V 充電設備補助金算出シート		
			V 2 H 充放電設備補助金算出シート		
			C L T 明細		
			地中熱ヒートポンプ・システム明細		
			P V T システム明細		
液体集熱式太陽熱利用システム明細					

5. 交付申請の方法

項目名	資料名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
② 建物図面	建物案内図	自由	該当	PDF	<ul style="list-style-type: none"> • 設備工事ごとに編集しカラーで作成すること (例) 空調設備・機器表・設備設置図 • 平面図に部屋番号を記入すること • 補助対象設備を平面図に明記すること • 建物立面図には太陽光搭載屋根面に太陽光パネルの容量を明記する、もしくはパネル割付図を提出すること
	建物配置図				
	建物平面図・各階平面図（兼設備設置図）				
	建物立面図				
	断面図または矩計図				
③ 申請者 確認証憑	<個人・個人事業主の場合> 本人確認書類	写し	必須		<ul style="list-style-type: none"> • 公的機関発行の本人確認ができる書類（運転免許証※の写し等）を提出すること ※おもて面の情報に変更がある場合は、「うら面」も提出すること • 有効期限が表記されていること • 共同申請の場合は全申請者分提出すること
	<法人の場合> 商業登記簿謄本				<ul style="list-style-type: none"> • 現在事項全部証明書を提出すること (登記情報提供サービスで取得した情報の提出も可) • 発行日から3ヶ月以内のもの • 共同申請の場合は全申請者分提出すること

5. 交付申請の方法

項目名	資料名		書式	提出区分	提出データ種別	特記事項		
④ 財務資料	個人事業主の場合	確定申告書類の写し	写し	該当	PDF	<ul style="list-style-type: none"> 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 第一表・第二表 所得税青色申告決算書の1面から4面（損益計算書、月別売上金額及び仕入金額、減価償却費、貸借対照表等） 		
	法人の場合	財務諸表・決算短信表（単独決算）等の写し				<ul style="list-style-type: none"> 直近1期分 		
⑤ 土地登記簿等	建設予定地の土地登記簿謄本			必須		該当	<ul style="list-style-type: none"> 原則、申請者が土地所有していることが確認できること 登記情報提供サービスで取得した情報の提出も可 発行日から3ヶ月以内のもの 	
	申請者名義の土地登記が提出できない場合	売主又は貸主が所有していることが確認できる土地登記簿謄本		PDF			<ul style="list-style-type: none"> 登記情報提供サービスで取得した情報の提出も可 発行日から3ヶ月以内のもの 	
		締結している場合 売買契約を					土地売買契約書	<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地の土地であることが確認できること
		賃借の場合					土地賃借契約書	<ul style="list-style-type: none"> 法人申請で土地が賃借の場合は提出必須 賃借期間が明示されていること
⑥ その他			指定	該当	指定	<ul style="list-style-type: none"> 審査の過程において必要資料の追加提出を求められた場合、S11の指示を受けて提出すること。 		

5. 交付申請の方法

- 追加補助対象設備の導入がある場合は、以下資料も提出すること。

項目名	資料名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
⑦ 追加補助設備に係る資料	E V 充電設備 又は V 2 H 充放電設備カタログ	自由	該当	PDF	<ul style="list-style-type: none"> E V 充電設備又は V 2 H 充放電設備を導入する場合、提出すること 補助対象となる設備のカタログ又はWebカタログの表紙と該当設備が記載されているページ カタログには、該当設備が記載されたページに付箋を貼り、型番に蛍光ペン等でマークを入れること
	E V 充電設備 又は V 2 H 充放電設備見積明細				<ul style="list-style-type: none"> E V 充電設備又は V 2 H 充放電設備を導入する場合は提出すること 充電設備本体の価格が確認できること 本体及び据付け工事が確認できること 見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること
	平面図（兼設備設置図）				<ul style="list-style-type: none"> E V 充電設備、V 2 H 充放電設備、C L T、地中熱ヒートポンプ・システム、P V T システム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること 補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること E V 充電設備、V 2 H 充放電設備については補助対象建築物の配線取出ボックスから補助対象設備までの配線を明記すること

5. 交付申請の方法

項目名	資料名	書式	提出区分	提出データ種別	特記事項
⑧ 追加補助設備に係る資料	システム構成部材一覧	自由	該当	PDF	<ul style="list-style-type: none"> CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること 導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること
	システム構成図				<ul style="list-style-type: none"> CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
	システム構成部材一覧				<ul style="list-style-type: none"> CLT、地中熱ヒートポンプ・システム、PVTシステム、又は液体集熱式太陽熱利用システムを導入する場合は提出すること 導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること

5. 交付申請の方法

5-3. 本人確認書類のマスキング処理について

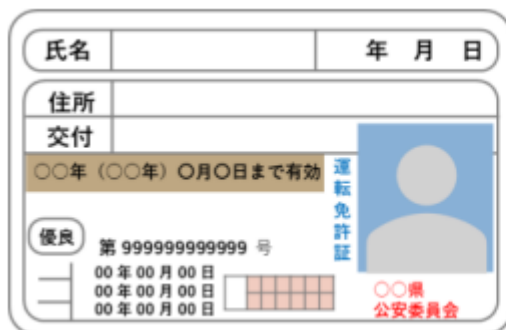
- 提出する書類に個人関連情報及び機微情報の記載がある場合、以下の例を参考にマスキング処理を必ず行うこと。
- マスキング対象の個人関連情報及び機微情報にマスキング処理されていない場合、S I I は受理せず不備として差戻しする。

(注1) 本人確認書類は1種類のみPDFデータを添付すること。

(注2) 有効期限の定めのあるものについては、申請日現在で有効期限内のものに限る。

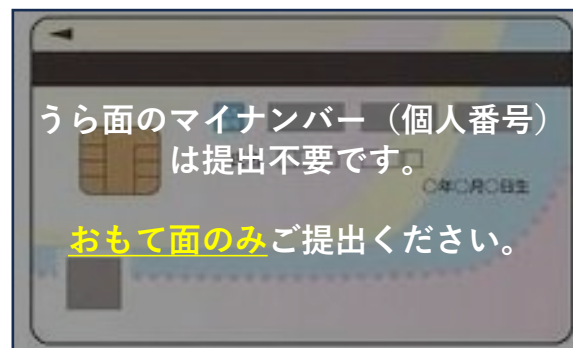
(住民票、現在事項全部証明書等は発行日から3ヶ月以内のもの)

(例) 運転免許証



転居された場合は、裏面の提出も必須とする。
赤枠内の転居後の住所や公安印が鮮明に
読めるものを添付すること。

(例) マイナンバーカード



5. 交付申請の方法

5-4. 各種添付書類の補足

交付申請に添付する各種書類については、本書P58～P63（5-2. 交付申請提出書類リスト）を確認すること。

(1) ④ 財務資料・確定申告書類の写し（P61交付申請提出書類リストより）

■ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 （確定申告書 第一表・第二表）

・ 第一表

・ 第二表

■ 所得税青色申告決算書

（1面から4面（損益計算書、月別売上金額及び仕入金額、減価償却費、貸借対照表等））

・ 損益計算書

・ 減価償却費

・ 月別売上金額及び仕入金額

・ 貸借対照表

出典：国税庁 確定申告書等の様式・手引き等
（令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告分）より

- ・ 提出する書類に個人関連情報及び機微情報の記載がある場合、マスキング処理を必ず行うこと。
- ・ マスキング対象の個人関連情報及び機微情報にマスキング処理されていない場合、S11は受理せず不備として差戻しする。

（注1）電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、確定申告書類上部に受付日時、受付番号が表示されたもの又は「受信通知」画面で送信した確定申告書の受け付け結果を添付すること。

（注2）上記以外で財務資料の提出の事実を確認する方法は①～④のいずれかで行う。

- ① 申告書等情報取得サービスで取得した資料
- ② 税務代理権限証書の写し及び税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）
- ③ 保有個人情報の開示請求より取得した申告書等の内容の写し
- ④ 納税証明書の交付請求より取得した資料

補助事業の詳細は、Z E H W e b をご覧ください

「中層ZEH－M支援事業」

<https://zehweb.jp/housingcomplex/middle/>

問合せ先 **TEL** 03－5565－4533

【受付時間】 平日 10：00～12：00、13：00～17：00

上記以外の電話番号に問い合わせても、一切回答はいたしかねるため、必ず上記の問合せ先に連絡すること。